

令和6年

第1回市議会定例会 議案第28号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

函館市長 大 泉 潤

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）
の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「その他市長が別に定める疾病」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に命ぜられた休職の期間に係る給与について適用し、同日前に命ぜられた休職の期間に係る給与については、なお従前の例による。

（提案理由）

結核性疾患以外の疾患により休職にされた職員に対する給与の支給対象期間を改めるため